

共同募金の配分申請受付(地域配分)

邑楽町の民間福祉事業を支援します。

「赤い羽根募金」でおなじみの共同募金。

この共同募金の配分は、町民のみなさまの貴重な浄財が財源です。
ここに記載の邑楽町の地域配分を希望する場合は、8月31日(木)までに、所定の申請書を邑楽町共同募金委員会へご提出下さい。

※福祉活動目的でない事業は対象外です



保育所・学童保育所配分

福祉サービス利用者を直接処遇するための建物を増改築・改修・修繕し、または処遇に必要な設備及び備品を整備する事業

【申請できるのは…】

保育所・放課後児童健全育成事業（学童保育所）を経営または運営する法人・団体

【配分上限額】30万円（配分対象事業経費総額の75%以下）ただし、他からの補助がある場合は、その補助額を経費総額から減じて算出。

NPO・ボランティア活動及び当事者団体等支援配分

地域福祉の推進を図ることを目的とした事業

- ・福祉分野で活動するNPO・ボランティア団体等への助成
- ・障害者などの当事者や家族等が抱える課題を解決するための事業や、法人・団体が有する代弁機能や仲介連携機能などを発揮して取り組む事業などを行う際の、法人・団体のへの助成

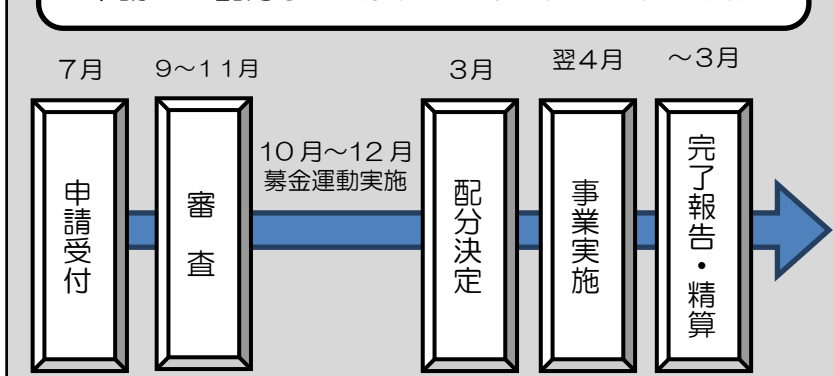
【申請できるのは…】

邑楽町域内で活動するNPO法人、任意団体等
【配分上限額】5万円

申請受付期間：令和4年7月1日～**8月31日(木)締切**（締切日必着、郵送可）

受付窓口：邑楽町共同募金委員会（邑楽町社会福祉協議会内）

申請から配分まで（事業実施は申請年度の翌年度です。）



邑楽町共同募金委員会で受付するのは、保育所・放課後児童健全育成事業（学童保育所）邑楽町域内で活動するNPO法人・団体など地域性の高いものです。（それ以外は県共同募金会で受付します。）
行政からの委託事業や、介護保険事業は対象外です。



お問い合わせ先：邑楽町共同募金委員会（邑楽町社会福祉協議会内）

〒370-0603 邑楽町中野 1341-1 TEL 0276-88-2408 <http://oura-syakyo.jimdo.com/>